

裁 決 書

審査申立人 桶川市寿2丁目16番14号
パレスヤナガワ103号
星野 充生

審査申立人から令和6年2月8日付けで提起された令和5年11月19日執行の桶川市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件申立て」という。）について、埼玉県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件申立てを棄却する。

事案の概要

審査申立人は、本件選挙の当選人である細谷文人（以下「本件当選人」という。）の当選の効力に関し、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第206条第1項の規定に基づき、令和5年12月1日、桶川市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対して異議の申出（以下「本件異議申出」という。）を行った。

市委員会は、令和6年1月16日、本件異議申出を棄却する旨を決定（以下「原決定」という。）した。

審査申立人は、原決定を不服として、令和6年2月8日、法第206条第2項の規定に基づき、当委員会に対し、原決定について審査を求める旨の本件申立てを行ったものである。

審査申立人等の主張の要旨

1 審査申立人の主張

審査申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 本件当選人は桶川市に居住実態がないと思われ、法第9条第2項の要件を満たしていない疑義が強い。
- (2) 原決定において、一部疑問の残る又は調査不十分、説明不足と思われる点があり、更なる調査を求める。具体的には、次のとおりである。

ア 仕事場所はどこであったか。通勤に公共交通機関を利用していたなら、通勤定期券や Suica の利用履歴・利用時間を調べれば、本件当選人の発言の信憑性を確認できる。

通勤に公共交通機関を利用してない場合、自転車や自動車の利用が考えられるが、自動車を利用していた場合には、ガソリンスタンドでの利用履歴がクレジットカード等にあるものと考えられる。

イ エアコンの利用について、令和5年の夏は猛暑であり、雨戸を閉めていれば涼しいという本件当選人の発言は信憑性に欠ける。加えて、日中がほぼ留守でエアコン利用が夜間のみであることが理由として成り立つか疑問が残る。

ウ 電気量など月ごとの使用量で判断されているが、日ごとの使用状況が不明であり、例えば、1週間のうち週5日は外泊、週2日は現住所であったとしたら、それを居住していると言えるのであろうか。

エ 日用品等の購入について、本件当選人は年齢的にも若いので、家計簿をつけているならまだしも、領収書やレシートを保管しているのはまれであろう。そうであれば領収書やレシートを保管しているのは後のアリバイ作りのためと言え、逆に不自然さが残る。他人の領収書を持って来ていないか、調査が必要である。

仮に、本件当選人が領収書をこまめに保管する性格の場合、新聞購読の領収書がないのは不自然である。

日中のクレジットカードの利用履歴やレシート等が桶川市であっても、夜に桶川市に居たことにはならない。日中ほぼ留守で外食が大半という生活の中で、いつ、何をどれだけ購入したのか詳細を明らかにすべきである。

(3) 外食が大半とのことだが、外食は桶川市内であったのか、そのお店の証言などは得られたのか。近所の人から証言があったのか。そもそも本件異議申出のきっかけが、本件当選人住所周辺の住人から「住んでいないのでは」との情報提供である。

(4) 選挙のためだけに3か月前から寝泊まりしていたとしたら単なる出張に過ぎない。選挙後の光熱費も調べることを求める。電気使用量が相変わらず低いままなら、選挙のために出張していたことを裏付けられる。

2 市委員会の主張

市委員会の原決定における主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件当選人は、令和5年6月30日から桶川市内に住民票上の住所を有し、令和

5年6月30日から現住所の建物を賃借していることに加え、転入届出手続後、令和5年11月19日までの間、上記住所で電気、ガス及び水道を継続的に使用していたこと、桶川市内の店舗で複数回にわたり食料品や日用品等を購入していたことが客観的に認められる。

(2) 本件当選人の証言からも、当選人は、現住所以外に居所を有していたとは認められない。

(3) したがって、本件当選人は遅くとも令和5年7月9日から令和5年11月19日までの間、引き続き3か月以上、桶川市の区域内に住所を有していたと判断するものである。

争 点

法第9条第2項は、「日本国民たる年齢満18歳以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と規定し、同法第10条第1項第5号は、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25歳以上のもの」が当該議員の被選挙権を有すると規定する。

したがって、本件当選人が令和5年8月19日から本件選挙の期日である同年11月19日までの間（以下「本件期間」という。）、引き続き桶川市内に住所を有していたか否かが争点である。

裁決の理由

当委員会は、本件申立てにつきその要件を審理し、適法なものと認めこれを受理した。

また、審査申立人に対して口頭意見陳述の申立ての希望を確認したが、希望しない旨の回答があった。

市委員会に対しては弁明書及び証拠物件の提出を求めた。なお、審査申立人に市委員会の弁明書に対する反論書及び証拠書類の提出を求めたが、提出はなかった。

さらに、本件当選人に対し、法第216条第2項の規定により準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第2項の規定に基づき、利害関係人として本件申立てへの参加を求め、証拠書類の提出を求めるとともに、聴取を行うなど慎重に審理した。

1 本件申立てに対する市委員会の弁明

(1) 原決定に違法又は不当な点はなく、本件申立ては棄却されることが適當である。

その理由は、以下のとおりである。

ア 市委員会による聴取りの際、本件当選人は、当時の勤務地は川越市内であり、通勤には桶川駅発川越駅行バス（二本松バス停下車）又は自転車を利用していたこと、自動車は通勤に利用していないことを述べた。バスを利用した場合、ICカードを使用したとしても、確認できるのはバス事業者名であり、利用路線は確認できない。また、利用時間が確認できるとは不知であったため、確認していない。

イ 本件当選人の冷房の使用について、熱中症の防止に関する報道があったとしても、そのことから必ず冷房が使用されるとは言えず、本件当選人の住所地となっている部屋の実際の夏季における室温は確認の手段がない。また、審査申立人は、本件当選人が仕事のない日は家に居ることを仮定しているが、休日の日中であっても外出するかは個人の生活様態により異なり、休日の日中における在宅の有無がいずれも存在しうる事項に関し、仮定を基に、居住実態の判断を行うものではない。

ウ 審査申立人は、電気使用量が月ごとのみであり、日ごとのものが不明であるというが、電気使用量は、通常、月ごとに請求されるものであり、その際にその請求期間の使用量が判明するものである。確かに、電気受給者の状況によっては日ごとの電気使用料を知ることができるようであるが、月ごとの電気使用量から電気の使用状況が確認できたため、日ごとの電気使用量の提示は求めていない。

エ 審査申立人は、本件当選人の年齢から領収書等を保管していることが不自然であること、領収書とクレジットカード等の使用履歴の突合により他人の領収書が含まれていないかの確認が必要であるというが、本件当選人が領収書等を保管していても、桶川市に居住していることを否定する理由にはならず、他人の領収書が含まれていないかは、本件当選人が現金による支払いを行っているため、確認の方法がない。

また、審査申立人は新聞購読料金の領収書がないのは不自然であるというが、新聞購読は生活に必須なものではなく、新聞購読の事実が確認できなくても、そのことをもって本件当選人が桶川市内に居住していることが否定されるわけではない。日用品等の購入に係る領収書が提出されており、新聞購読料金の領収書のみがないことをもって本件当選人が桶川市内に居住していることが否定されるわけではない。

審査申立人は、日中の支払に係る桶川市内で発行された領収書等があったとしても夜に桶川市に居たことにならないことをいい、領収書の詳細を求めている。そのことにつき、領収書等の発行日や発行店をまとめた一覧を提出する。なお、本件当選人から提出された領収書等は、160枚である。

(2) 審査申立人は、本件当選人の外食について桶川市内であったか、利用した店舗の証言が得られたのかの確認を求めているが、利用した店舗については一覧表（上記（1）エの一覧表と同じ）のとおりであり、利用した店舗の証言については、不特定多数の者が利用する飲食店において、1か月以上前に一度又は数度利用した者の確認を求めるることは困難であり、確認をしていない。

また、審査申立人は、異議申出のきっかけが本件当選人住所周辺の住人からの情報提供であると主張するが、口頭意見陳述の希望及び証拠書類等の提出はなかったことから、異議申出のきっかけとなったという証言を行った住人の居所又はその存在の有無も確認ができず、当然証言を得ることもできない。

(3) 審査申立人は、本件当選人が桶川市内に居住していないことを前提として、桶川市議会の開会中のみ本件当選人が桶川市内に居住していたとした場合、生活の本拠が桶川市内にあるわけではないため、選挙後の光熱費を調査することを求めており、当選の効力に関する異議の申出は、当選の効力の発生に対して行われるものであり、本件選挙では当選の効力は告示を行った令和5年1月20日に発生しており、同日までに本件当選人が被選挙権を有しなくなる事由が発生していないのであれば当選の効力は適法に生じている。本件選挙における告示の前までの本件当選人については被選挙権を有しないとする理由がないため、選挙後の光熱費に関する審査申立人の求めは不適当と考える。

また、審査申立人は、桶川市議会の開会期間のみにおいて本件当選人が桶川市内で寝泊まりをした場合のことをいうが、その期間は本件当選人が議員としての身分を取得しているものである。当選人としての地位は、議員としての身分を取得した時をもって終了するものであり、いったん議員としての身分を取得した後においては、被選挙権の有無については、議員の失職について定める地方自治法第127条の規定により、議会が決定すべきものである。

2 当委員会が認定した事実

市委員会から提出された証拠物件、本件当選人から提出された証拠書類、本件当選人への聴取、当委員会の現地調査から、次の事実が認められる。

(1) 住民基本台帳法に基づく届出による住所の状況

本件当選人は、令和5年6月30日、行田市内から桶川市鴨川1丁目11番26号アムールアリコットガーデン101号（以下「現住所」という。）に転入する旨の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第22条第1項に基づく届出を行い、現在に至るまで現住所を住民票の住所としている（証拠No.15、16）。

(2) 現住所における居住状況

ア 現住所であるアムールアプリコットガーデン101号について、本件当選人と不動産会社との間において契約期間を令和5年6月30日から令和7年6月29日までとする賃貸借契約書を締結していること、本件当選人の口座から令和5年7月から令和5年11月まで同契約に基づく家賃が引き落とされていることが認められる。
(証拠No.19～21、253)

イ 本件当選人が市委員会に提出した資料によると、前住所から家族が現住所に家財道具・衣類等を自家用車で運搬し、引越業者は利用しなかったとのことである(証拠No.18)。

また、冷蔵庫、ドライヤー、iPhone充電器及び無線用Wi-Fiルーターは購入して現住所に配送したことであり、当該物品の購入に係る支払い明細書が提出され、配送先住所は現住所となっている(証拠No.23～26)。

光回線(Wi-Fi)サービスを令和5年8月2日から開始する旨の利用案内書も提出され、本件当選人の口座から令和5年9月から令和5年11月まで同契約に基づく利用料金が引き落とされていることが認められる(証拠No.22、253)。

なお、当委員会職員が本件当選人の現住所を訪問して確認したところ、布団等寝具類、冷蔵庫、ドライヤー、携帯電話充電器、無線用Wi-Fiルーター、電子レンジ、パソコン及びプリンター等が室内に設置されていた(証拠No.256～262)。インターネット接続サービスについても現住所で使用していることが認められる(証拠No.22)。

ウ マイナンバーカードは現住所に転入した際に住所を現住所に変更している(証拠No.56)。また、クレジットカードについては、現住所において新規に加入している(証拠No.57)。

運転免許証について、本件当選人は、令和6年1月9日までの更新が予定されているため、更新時に併せて住所変更をするつもりで住所変更の手続を取っていないとのことであり、その後、更新時に住所変更の手続を行っている(証拠No.250)。

エ 現住所での郵便物や宅配便の受取伝票も25枚確認できる(証拠No.58～81、254)ほか、令和5年8月6日執行の埼玉県知事選挙投票のお知らせが、前住所地である行田市選挙管理委員会から現住所に郵送されるとともに、本件選挙の入場券も市委員会に返戻されることなく現住所に郵送されていたことが認められる(証拠No.59)。

また、本件当選人が提出した領収書から、本件当選人の現住所に新聞が配達されており、新聞を購読していることが認められる(証拠No.251、265)。

オ 本件当選人は、令和5年8月から11月の間に、5回にわたり、金融機関の桶川支店から電信で振込みを行っていたこと（証拠No.242～246）、また、別の金融機関の桶川市内の出張所において、同年7月から11月の間に21回にわたり、カードで現金を引き出していたこと（証拠No.247、248）が認められる。

カ 当委員会の職員が現住所の近隣住民を訪ねたところ、住民の一人から、「本件当選人は、令和5年6月頃に現在のアパートに引っ越して来た。それ以来、頻繁に挨拶を交わすようになった。本件当選人は現在に至るまで現住所に居住している。」旨の証言を得た（証拠No.263）。

（3）電気、ガス及び水道の使用状況

市委員会から提出された証拠物件から、本件当選人の現住所における令和5年7月以降の電気、ガス、水道の使用状況は、以下のとおりである（証拠No.27～55）。

なお、日ごとの電気使用状況について、本件当選人のスマートフォンのアプリから確認することができるか当委員会職員が尋ねたところ、確認することができたので、その状況を一覧表にして、別紙1として添付する。

ア 電気の使用状況

使 用 期 間	使 用 量
令和5年7月1日～7月5日	9 kwh
7月6日～8月5日	103 kwh
8月6日～9月5日	108 kwh
9月6日～10月5日	95 kwh
10月6日～11月5日	88 kwh
11月6日～12月5日	170 kwh

イ ガスの使用状況

使 用 期 間	使 用 量
令和5年7月3日～7月9日	0.0 m ³
7月9日～8月9日	6.0 m ³
8月9日～9月9日	3.0 m ³
9月9日～10月9日	4.0 m ³
10月9日～11月9日	11.0 m ³

ウ 水道の使用状況

使 用 期 間	上 下 水 道 の 别	使 用 量
令和 5 年 7 月 1 日～8 月 3 日	上水道	4 m ³
同上	下水道	4 m ³
8 月 3 日～10 月 3 日	上水道	8 m ³
同上	下水道	8 m ³
10 月 3 日～12 月 3 日	上水道	12 m ³
同上	下水道	12 m ³

電気、ガス、水道の使用量については、「平成 26 年度東京都家庭のエネルギー消費動向実態調査報告書」における集合住宅の 1 人世帯の平均電気使用量（186 kwh／月）、ガス使用量（15 m³／月）並びに東京都水道局「令和 2 年度生活用水実態調査」における世帯人員 1 人の平均使用量（8.1 m³／月）と比較すると、電気使用量については、7 月から 10 月は平均使用量の 5 割程度であり、11 月は平均使用量の 9 割程度となっている。また、ガス使用量については、7 月から 9 月は平均使用量の 2 割から 4 割程度であり、10 月は 7 割程度となっている。水道の使用量については、7 月から 9 月は平均使用量の 5 割程度であり、10 月から 11 月は平均使用量の 7 割程度となっていることが認められる。

(4) 日用品等の購入に係る領収書

本件当選人から市委員会に、令和 5 年 7 月 6 日から 11 月 19 日までの期間に係る合計 160 枚の領収書が提出されている（証拠 No.8 2～241）。内容を見ると、160 枚中 142 枚は桶川市内にある店舗のものであり、残りの 18 枚は主に上尾市内にある店舗のものであって、いずれも本件当選人の現住所の近隣にある店舗のものである。

具体的には、次表のとおりである。

店舗の所在地	購入品等の種別	領収書の枚数
桶川市内	食事・弁当類	27
桶川市内	食料・飲料類	82
桶川市内	日用品等	33
上尾市内	食料・飲料類	12
上尾市内	日用品等	2
北本市内	食事・弁当類	1
北本市内	食料・飲料類	1

北本市内	日用品等	1
鴻巣市内	食事・弁当類	1
合 計		160枚

日用品等の購入は現金で行われており、当委員会による本件当選人への聴取によると、提出した領収書は本件当選人が利用したものであるということであった（証拠No.256）。

（5）現住所における生活状況

ア 市委員会による本件当選人への聴き取りによると、本件当選人は、単身であり、起床後、朝は5時30分頃から8時頃まで桶川駅周辺にて政治活動を行い、以降、川越市内にある勤務地にバス又は自転車で向かい、勤務終了後の18時以降も朝と同様に桶川駅周辺にて政治活動を行って20時過ぎに現住所に戻っており、日中はほぼ留守にしていたとのことである（証拠No.12）。

当委員会による本件当選人への聴取及び本件当選人から提出された証拠によると、本件当選人は、令和5年7月14日から川越市内のA社で働き始め、現在も勤務を継続している（証拠No.265）。A社まで自転車で通勤していたこともあったが、通勤には、主に路線バスを利用していた。バスの利用区間は桶川駅西口から川越市府川地内の二本松までであり、勤務先は二本松のバス停から徒歩3分の距離にあるとのことであった（証拠No.256）。

当委員会がA社の位置を地図で確認したところ、二本松のバス停から徒歩3分の距離にあることを確認した（証拠No.264）。

なお、本件期間外ではあるが、当委員会が本件当選人から取得できた交通系ICカードの令和6年1月23日から同年3月13日までの利用記録（証拠No.252）を確認したところ、「バス等 東武CE」の記録が35件あった。そのうち、利用金額について、桶川駅西口から二本松までの東武バス利用料金と一致していたものが27件あった。ただし、交通系ICカードの利用記録では、利用時間を確認することができなかった。

当委員会職員が本件当選人の現住所を訪問した際に、通勤に使用していたとする自転車を確認した。

自動車は所有しておらず、通勤にも使用していないとのことであった。

イ 本件当選人が開設しているSNSから、少なくとも令和5年7月3日以降、本件選挙期日までの間、当選人が桶川駅周辺において政治活動等を行っていたことが確認できる。

また、当委員会による本件当選人への聴取によると、仕事のない休日は、駅前以外の場所で政治活動を行っていたとのことであった（証拠No.256）。

ウ 市委員会による本件当選人への聴き取り、当委員会による聴取及び現地調査によると、本件当選人は現住所においてパソコン、電子レンジ等の家電製品を所有している（証拠No.12、256）。

テレビと洗濯機は所有しておらず、エアコンは設置しているが、現住所は日当たりが悪いため、夏場でも日中シャッターを閉めておくと室温も上がらず、夜間はエアコンを使用するものの、思いのほか電気の使用量は少なかったとのことである（証拠No.12、256）。

エ 市委員会による本件当選人への聴き取り、当委員会による聴取によると、食事は外食が大半であるが、週に1回は家族がまとまった量の食事を実家から現住所に運んでくれており、その際は現住所で食事を摂っていた（証拠No.12、256）。

また、風呂ではあまり湯舟には浸からず、シャワーにより短時間で済ませている。設置場所や費用の観点から洗濯機を購入しておらず、週に1回程度、下着類を除く洗濯物を家族が取りに来てくれて、洗濯は家族が実家にて行うことが多かったとのことであった（証拠No.12、256）。

3 当委員会の判断

（1）住所認定についての判断基準

住所については、民法（明治29年法律第89号）第22条は、各人の生活の本拠をその者の住所とすると規定しており、特に、選挙に関しては、住所は一人につき一箇所に限定されているものと解すべきである（昭和23年12月18日最高裁判所判決）。

また、選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、私生活の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではなく（昭和35年3月22日最高裁判所判決）、一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかつたときは、住所を移転したものと扱うことはできないものと解すべきである（平成9年8月25日最高裁判所判決）。

さらに、各人が起居の場所としている住居等の所在地が客観的に生活の本拠としての実体を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合

判断されるものと解すべきである（平成23年12月20日大阪高等裁判所判決）。

このような観点から、当委員会は、これら判決の内容を判断基準として、審査申立人の主張、及び当選人が本件期間引き続き桶川市内に住所を有していたかについて判断する。

（2）審査申立人の主張に対する判断

ア 審査申立人は、電気、ガス、水道の使用量が平均使用量と比較して少ないことに疑問が残るため、仕事場所や利用した交通機関等を確認するよう求めている。

市委員会及び当委員会の聞き取り等により、本件当選人の本件期間における勤務地は川越市内のA社であり、当初は、自転車で通勤していたが、途中から路線バス（桶川駅西口から川越市府川地内の二本松まで）を利用し、A社は二本松のバス停の最寄りにあると認められる。

また、審査申立人は、エアコンの利用について、令和5年の夏は猛暑であり、戸を開めていれば涼しいという本件当選人の発言は信憑性に欠けるとともに、仕事のない日も家にいたと仮定して、日中がほぼ留守でエアコン利用が夜間のみであることに疑問が残るとしている。

市委員会及び当委員会の聴取り等により、本件当選人の本件期間における主な生活状況は、朝は桶川駅周辺にて政治活動を行い、以降、川越市内のA社に自転車又は路線バスで通勤して勤務し、勤務終了後に桶川駅周辺にて政治活動を行っており、日中は留守にしていたことが多かったものと認められる。また、本件当選人が仕事のない日も家にいたと仮定しているが、当委員会による本件当選人への聴取において、本件当選人は仕事のない休日は、駅前以外の場所で政治活動を行っていたとしている。

エアコンの使用状況については、個人の生活スタイルや家族構成、天候等により大きく左右されるものであり、一般的な月ごとの使用量より少ないとても、本件当選人の生活スタイルによることは否定できない。

審査申立人は、電気量について日ごとの使用状況を明らかにするよう求めているため、当委員会が日ごとの電気の使用状況の提出を本件当選人に求めたところ、令和5年7月から11月にかけての使用状況については、別紙1のとおりであった。日ごとの電気の使用状況を見る限り、本件当選人が現住所において継続的に電気を使用していた状況が推認されることから、本件当選人が現住所に居住していなかつたとまでは言えないと考えられる。

したがって、電気、ガス、水道の使用量が平均使用量と比較して少ないことに疑問が残るという審査申立人の主張は、理由がない。

イ 審査申立人は、日用品等の購入について、本件当選人は年齢的にも若く、領収書

やレシートを保管しているのは不自然さが残り、領収書とクレジットカード等の使用履歴の突き合わせや他人の領収書を持って来ていないか調査が必要であると主張するが、若い年齢であるから領収書等を保管しているのは不自然だと主張は審査申立人の憶測によるものである。また、日用品等の購入は現金で行われており、当委員会による本件当選人への聴取から、提出した領収書は本件当選人が利用したものであると認められる。

審査申立人は、仮に本件当選人が領収書をこまめに保管する性格の場合、新聞購読の領収書がないのは不自然であり、新聞配達店に領収書の再発行又は購読履歴の確認ができると主張するが、本件当選人の性格から新聞購読の領収書がないのは不自然であるとの主張は、審査申立人の憶測によるものである。また、仮に本件当選人が新聞を購読していなかったとしても、新聞購読は生活に必須なものとは言えず、新聞購読の有無が居住実態の判断を左右するものではない。

審査申立人は、日中のクレジットカードの利用履歴やレシート等が桶川市であっても、夜に桶川市に居たことにはならず、何をどれだけ購入したのか詳細を明らかにすべきであると主張する。

その点、日用品等の購入に関する領収書は計160枚あり、内訳は桶川市内のものが142枚、その他（主に上尾市内）のものが18枚である。また、購入品等の種別は上記2（4）のとおりである。

以上のことから、審査申立人の主張は、理由がない。

ウ 審査申立人は、証言について、外食は桶川市内であったのか、そのお店の証言などは得られたのかと主張する。

本件当選人が外食で利用した店舗の領収書は23枚であり、このうち桶川市内は21枚あり、他市分は北本市内が1枚、鴻巣市内が1枚である。

利用した店舗の証言については、不特定多数の者が利用する店舗において数か月前の本件当選人の利用について証言を求めるることは困難と判断し、確認は行っていない。

また、審査申立人は、異議申出のきっかけが本件当選人住所周辺の住人から「住んでいないのでは」という情報提供であったことから、近所の人の証言があったのかと主張するが、当委員会の職員が本件当選人の現住所の近隣住民を訪ねたところ、住民の一人から、「本件当選人は、令和5年6月頃に現在のアパートに引っ越しして來た。それ以来、頻繁に挨拶を交わすようになった。本件当選人は現在に至るまで現住所に居住している。」旨の証言を得ている。

以上のことから、審査申立人の主張は、理由がない。

エ 審査申立人は、住所の判断要素について、選挙のためだけに3か月前から寝泊ま

りしていたとしたら単なる出張に過ぎないとし、選挙後の光熱費も調べることを求めている。

しかし、本件期間外である選挙後の光熱水費の調査は、前記1（3）の市委員会の弁明のとおり、必要はないと考える。

また、前記2（1）及び（2）のとおり、本件当選人は、令和5年6月30日、現住所に転入する旨の住基法第22条第1項に基づく転入の届出を行うとともに、現住所における賃貸借契約書の締結、郵便物等の受け取り、日用品等の購入に係る領収書、電気・ガス・水道の利用なども認められ、単なる出張に過ぎないとは言い難い。

以上に加えて、審査申立人は、本件当選人が桶川市に居住実態がないのではないかと主張するのみで、桶川市以外の具体的な住所地について明らかにしておらず、その主張を裏付ける具体的な証拠を何ら提出していない。

したがって、審査申立人の主張は、採用することができない。

4 結論

以上のとおり、審査申立人の主張には理由がなく、本件当選人が本件期間に引き続き桶川市内に住所を有していなかったという事実も認められない。

当委員会は、本件当選人の現住所への現地調査を行い本件当選人に聴取するとともに、証拠書類の追加提出を求め、さらに、近隣住民への聞き取り調査などを行った結果、本件当選人が本件期間において、引き続き桶川市内に住所を有していたものと判断する。

その主な理由は、以下のとおりである。

- (1) 本件当選人は令和5年6月30日、現住所に住民票上の住所を移し、マイナンバーカードの住所も現住所に変更している。本件当選人の現住所に公的証明力が認められ、その他、クレジットカードの住所などが現住所に登録されていることからも本件当選人の現住所が、住所であることを補強している。
- (2) 現住所での郵便物や宅配便の受取伝票が24枚確認できた。受取物のうち家電製品は本件当選人の現住所の住居への現地調査によって現品を確認し、現住所へ配達された現品を本件当選人が引き続き使用していることが認められる。
- (3) 当委員会職員が近隣住民に聞き取り調査を行った結果、本件当選人が本件期間において現住所に居住していたとの証言を得た。第三者の証言によても、本件当選人が本件期間に現住所に居住していたことが証明された。
- (4) 金融機関の利用状況について、本件当選人は本件期間において合計25回にわたり桶川市内において振込や現金の引き出しを行っており、そのことは、本件当選人が桶川市内で生活していたことを示している。
- (5) 領収書は160枚のうち桶川市内のものが142枚あり、さらに本件当選人の嗜

好性の高い清涼飲料水の領収証が数多くある。また、外食についても同一のファストフード店にて一人で食事したことを示す領収書が多数を占め、本件当選人から別人の領収書ではない旨を確認した。

(6) 電気、ガス及び水道の使用量からも、本件当選人が現住所で生活していることは明らかである。電気、ガス及び水道使用量は一般的な使用量に比べて少ないものの、個人の生活スタイルの差の範疇に収まるものであり、本件当選人が現住所に居住していないかったとする主張は、理由がない。

(7) 本件当選人が午前5時過ぎから桶川駅前で政治活動を行っていた証拠は多数あることから、他市町村に住所を有し、そこから通っていたとは認め難い。

(8) 令和5年7月以降、本件当選人が川越市内のA社に勤務し、現住所付近のバス停から勤務先付近のバス停まで、路線バスを通勤に利用していたことが明らかになった。

したがって、本件当選人の生活の本拠たる住所は、住所認定の判断基準に照らし本件期間においては現住所である桶川市鴨川1丁目11番26号アムールアトリコットガーデン101号に有していたと判断するのが相当である。

よって、法第216条第2項において準用する行政審査不服審査法第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和6年3月26日

埼玉県選挙管理委員会

委員長 岡田昭文

委員 山下勝矢

委員 福永信之

委員 満木祐子